

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議
2024 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

IP コード

改正対象

国際条約による証書に関する規則
鋼船規則 O 編
鋼船規則検査要領 O 編

改正理由

洋上風力発電設備や石油プラットフォーム等の洋上施設上で作業を行う作業員を運送する船舶において、作業員は旅客として扱われ、12 人を超える作業員を運送する場合は旅客船の要件を適用する必要があった。一方、作業員を運ぶ目的のために、旅客船の要件を適用することは適当ではないとして、洋上施設上で作業を行う人員（IP）を運送する船舶に対する規定が IMO にて議論されてきた。

その結果、2022 年 11 月に開催された IMO 第 106 回海上安全委員会（MSC106）において、決議 MSC.527(106)として IP コードが制定され、決議 MSC.521(106)として IP コードを強制化する SOLAS 条約 XV 章が制定された。

今般、決議 MSC.521(106)及び決議 MSC.527(106)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

決議 MSC.521(106)及び決議 MSC.527(106)に基づき、洋上施設上で作業を行う人員（IP）を運送する船舶に対する要件を規定する。

施行及び適用

2024 年 7 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は、その規則に対応する
要領があることを示しております。

ID: DX23-19

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
国際条約による証書に関する規則 第三条 本会の船級登録を受けた旅客船以外の日本船舶であって次の各号に掲げるものの所有者は、それぞれ当該各号に掲げる条約証書(本会が日本政府により付与された権限に基づいて交付する貨物船安全構造証書(様式 1-1)、貨物船安全設備証書(様式 1-2 及び様式 1-3)、貨物船安全無線証書(様式 1-4 及び様式 1-5)、貨物船安全証書(様式 1-6 及び様式 1-7)、液化ガスばら積船適合証書(様式 1-8 及び様式 1-9)、極海域航行船証書(様式 1-10 及び様式 1-11)、<u>産業人員安全証書(様式 1-12)</u>、国際満載喫水線証書(様式 2) 及び国際防汚方法証書(様式 3)をいう。以下第九条まで同じ。)の交付を受けることができる。ただし、船舶検査証書(船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。)若しくは臨時航行許可証(船舶安全法第九条第二項の臨時航行許可証をいう。以下同じ。)を受有していない船舶又は本会が満載喫水線の位置を定めていない船舶(第二号に係るものに限る。)にあつては、この限りでない。 (1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶(船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の漁船を除く。) 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約による貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書	国際条約による証書に関する規則 第三条 本会の船級登録を受けた旅客船以外の日本船舶であって次の各号に掲げるものの所有者は、それぞれ当該各号に掲げる条約証書(本会が日本政府により付与された権限に基づいて交付する貨物船安全構造証書(様式 1-1)、貨物船安全設備証書(様式 1-2 及び様式 1-3)、貨物船安全無線証書(様式 1-4 及び様式 1-5)、貨物船安全証書(様式 1-6 及び様式 1-7)、液化ガスばら積船適合証書(様式 1-8 及び様式 1-9)、極海域航行船証書(様式 1-10 及び様式 1-11)、国際満載喫水線証書(様式 2) 及び国際防汚方法証書(様式 3)をいう。以下第九条まで同じ。)の交付を受けることができる。ただし、船舶検査証書(船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。)若しくは臨時航行許可証(船舶安全法第九条第二項の臨時航行許可証をいう。以下同じ。)を受有していない船舶又は本会が満載喫水線の位置を定めていない船舶(第二号に係るものに限る。)にあつては、この限りでない。 (1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶(船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の漁船を除く。) 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約による貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書 (2) 国際航海に従事する長さ 24 メートル以上の	国際条約による証書に関する規則に産業人員安全証書を追加

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
(2) 国際航海に従事する長さ 24 メートル以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の漁船を除く。）1966 年の満載喫水線に関する国際条約による国際満載喫水線証書 (3) 総トン数 400 トン以上の船舶であって所有者が条約証書の交付を受けようとするもの 2001 年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約証書 (4) 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約による貨物船安全無線証書 (5) 国際航海に従事する液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第四百十二条ただし書に規定する船舶を除く。）液化ガスばら積船の構造及び設備に関する規約による液化ガスばら積船適合証書 (6) 国際航海に従事する極海域航行船 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約による極海域航行船証書	船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の漁船を除く。）1966 年の満載喫水線に関する国際条約による国際満載喫水線証書 (3) 総トン数 400 トン以上の船舶であって所有者が条約証書の交付を受けようとするもの 2001 年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約証書 (4) 国際航海に従事する総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約による貨物船安全無線証書 (5) 国際航海に従事する液化ガスばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第四百十二条ただし書に規定する船舶を除く。）液化ガスばら積船の構造及び設備に関する規約による液化ガスばら積船適合証書 (6) 国際航海に従事する極海域航行船 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約による極海域航行船証書	
第六条 貨物船安全構造証書，貨物船安全設備証書，貨物船安全無線証書，貨物船安全証書，液化ガスばら積船適合証書，極海域航行船証書，<u>産業人員安全証書</u>若しくはこれらの証書に係る免除証書を受有する船舶の所有者は，年次検査又は中間検査を受けようとする場合又は定期検査に合格した場合であって前条 3.項のただし書きによる場	第六条 貨物船安全構造証書，貨物船安全設備証書，貨物船安全無線証書，貨物船安全証書，液化ガスばら積船適合証書，極海域航行船証書若しくはこれらの証書に係る免除証書を受有する船舶の所有者は，年次検査又は中間検査を受けようとする場合又は定期検査に合格した場合であって前条	

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
合には、当該証書を本会に提示しなければならない。 2. 本会は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合には、当該証書にその旨を記入し、船舶の所有者に返付するものとする。前条3.項のただし書きによる場合は、当該証書に延長された旨を記入し、船舶の所有者に返付するものとする。 3. 国際満載喫水線証書若しくはこの証書に係る免除証書を受有する船舶の所有者は、年次検査又は中間検査を受けようとする場合又は定期検査に合格した場合であって前条3.項のただし書きによる場合には、当該証書を本会に提示しなければならない。 4. 本会は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合には、当該証書にその旨を記入し、船舶の所有者に返付するものとする。前条第3.項のただし書きによる場合は、当該証書に延長された旨を記入し、船舶の所有者に返付するものとする。 5. 国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、船級登録上の年次検査、中間検査、定期検査、船底検査又は臨時検査を受けようとする場合及び船舶防汚システム規則上の臨時検査を受けようとする場合には、当該証書を本会に提示しなければならない。 6. 本会は、前項の船舶が同項の検査（防汚方法の更新に係る検査をした場合に限る。）に合格した場合には、当該証書にその旨記入し、	3.項のただし書きによる場合には、当該証書を本会に提示しなければならない。 2. 本会は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合には、当該証書にその旨を記入し、船舶の所有者に返付するものとする。前条3.項のただし書きによる場合は、当該証書に延長された旨を記入し、船舶の所有者に返付するものとする。 3. 国際満載喫水線証書若しくはこの証書に係る免除証書を受有する船舶の所有者は、年次検査又は中間検査を受けようとする場合又は定期検査に合格した場合であって前条3.項のただし書きによる場合には、当該証書を本会に提示しなければならない。 4. 本会は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合には、当該証書にその旨を記入し、船舶の所有者に返付するものとする。前条第3.項のただし書きによる場合は、当該証書に延長された旨を記入し、船舶の所有者に返付するものとする。 5. 国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、船級登録上の年次検査、中間検査、定期検査、船底検査又は臨時検査を受けようとする場合及び船舶防汚システム規則上の臨時検査を受けようとする場合には、当該証書を本会に提示しなければならない。 6. 本会は、前項の船舶が同項の検査（防汚方法の更新に係る検査をした場合に限る。）に合格した場合には、当該証書にその旨記入し、	

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
船舶の所有者に返付するものとする。 7. 貨物船安全構造証書, 貨物船安全設備証書, 貨物船安全無線証書, 貨物船安全証書, 液化ガスばら積船適合証書, 極海域航行船証書, <u>産業人員安全証書</u>及び国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は, 寄港国当局から本会の検査を受けることを要請された場合には, 本会の検査を受けなければならない。	船舶の所有者に返付するものとする。 7. 貨物船安全構造証書, 貨物船安全設備証書, 貨物船安全無線証書, 貨物船安全証書, 液化ガスばら積船適合証書, 極海域航行船証書及び国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は, 寄港国当局から本会の検査を受けることを要請された場合には, 本会の検査を受けなければならない。	

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
様式 1-12 Page 1 of 4 証書番号 第 号 Certificate No. 産業人員安全証書 INDUSTRIAL PERSONNEL SAFETY CERTIFICATE この証書は、産業人員安全証書のための設備の記録(様式 IP)によって補足される。 This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for the Industrial Personnel Safety Certificate (I onn IP)  日本国 J A P A N 改正された 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。 Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIKI KYOKAI. 船舶の項目 Particulars of ship 船名 Name of ship 船舶番号又は識別符号 Distinctive number or letters 登録港 Port of registry 総トン数 Gross tonnage 国際海客運船舶識別番号 IMO Number キールが架え付けられた日若しくはこれと同じ様の建造段階に達した日又は 用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日 年 月 日 Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction or, where applicable, date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY: 1 該当する場合に、☐にチェックを付すこと ☐ check box, if applicable この船舶が上記の条約第 XV 条第 3.1 又は 3.4 規則が適用される船舶として、産業人員運送の安全に際する国際 コード第 1 号第 3 規則の規定に従って検査されたこと。 That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of section I/3 of the International Code of Safety for Ships Carrying Industrial Personnel as a ship to which regulations XV/3.1 or 3.4 of the Convention apply. 1 検査の結果、次のことが明らかにになったこと。 That the survey showed that: 1 この船舶の構造、設備、器具、材質及びその状態が全ての点で満足するものであること並び にこの船舶が上記のコードの関連規定に適合していること。 the structure, equipment, fittings and materials of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code; and 2 装備されている場合、人員移動装置とその配置及びその状態が全ての点で満足するものであ ること並びに上記のコード第 III 条第 2 規則の規定に適合していること。 if fitted, the personnel transfer appliances and arrangement and the condition thereof are in all respects satisfactory and comply with the provisions of regulation III/2 of the Code. IP (JPN) (24.07)	(新規)	

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
様式 1-12Page 2 of 4 2 該当する場合に、☐にレ点を付すこと ☐ check box, if applicable この船舶が上記の条約第 XV 章第 3.2 又は 3.3 規則が適用される船舶として、産業人員運送の安全に関する国際コード第 1 章第 3 規則の規定に従って検査されたこと。 That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of section I/3 of the International Code of Safety for Ships Carrying Industrial Personnel as a ship to which regulations XV/3.2 or XV/3.3 of the Convention apply. 1 検査の結果、次のことが事実となったこと。 That the survey showed that: 1 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の備品が、上記のコードの該当する第 IV 章第 7 規則又は第 V 章第 7 規則に従って備えられていること。 the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with regulation IV/7 or V/7 of the Code, as applicable; 2 この船舶が危険物の運送が許可されている場合、上記のコードの該当する第 IV 章第 8 規則又は第 V 章第 8 規則の関連規定に適合していること。 the ship, if permitted to carry dangerous goods, complies with the relevant provisions of regulation IV/8 or V/8 of the Code, as applicable; and 3 装備されている場合、人員移送装置とその配置及びその状態が全ての点で満たすものであること並びに上記のコード第 III 章第 2 規則の規定(第 2.1.7 項を除く)に適合していること。 if fitted, the personnel transfer appliances and arrangement and the condition thereof are in all respects satisfactory and comply with the provisions of regulation III/2 (except for paragraph 2.1.7) of the Code. 3 本証書は、乗員総数が 60 名を超える場合であって毒性製品、低閃点製品、又は酸を輸送する場合には無効である。 This certificate is not valid for the carriage of toxic products, low-flashpoint products or acids when the total number of persons on board exceeds 60. この証書は、.....まで効力を有する。 This Certificate is valid until subject to the Annual and Periodical surveys in accordance with regulation I/8 of the Convention. この証書の基となる検査が完了した日: Completion date of the survey on which this certificate is based:において発給した。 Issued at 発給の日 Date of issue E 本 協 会 NIPPON KAIJI KYOKAI IP (JPN) (24.07)		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
様式 1-12 Page 3 of 4 年次検査、定期的検査及び中間検査に係る裏書 <i>Endorsement for Annual, Periodical and Intermediate surveys</i> 上記のコード第 1 章第 3 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同コードの関連規定に適合していると認められたことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by section I3 of the Code, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Code. 年次検査 / 定期的検査 Annual / Periodical ¹⁾ survey : 場所 Place: 署名 Date: Signed: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI 年次検査 / 定期的検査 / 中間検査 Annual / Periodical / Intermediate ¹⁾ survey : 場所 Place: 署名 Date: Signed: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI 年次検査 / 定期的検査 / 中間検査 Annual / Periodical / Intermediate ¹⁾ survey : 場所 Place: 署名 Date: Signed: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI 年次検査 / 定期的検査 Annual / Periodical ¹⁾ survey : 場所 Place: 署名 Date: Signed: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI 上記の条約第 1 章第 14 規則(e)又は 2000 年の IISC コード第 1.8.8 項の規定を適用する場合には 5 年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書 <i>Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation I/14(e) of the convention or 1.8.8 of the 2000 IISC Code applies</i> この船舶は、上記の条約の関連規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 1 章第 14 規則(e)又は 2000 年の HSC コード第 1.8.8 項の規定に従って 年 月 日 まで效力を有するものとする。 The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation I/14(e) of the Convention or 1.8.8 of the 2000 HSC Code, ¹⁾ be accepted as valid until _____. 場所 Place: 署名 Date: Signed: _____ ¹⁾ 該当しないものを削除すること。 Delete as appropriate. IP (JPN) (24.07)		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
様式 1-12 Page 4 of 4 更新検査が完了し、上記の条約第14規則(d)又は2000年のHSCコード第1.8.9項の規定を適用する場合における表示 <i>Endorsement where the Renewal survey has been completed and regulation I/14(d) of the convention or 1.8.9 of the 2000 IISC Code applies</i> この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第14規則(d)又は2000年のHSCコード第1.8.9項の規定に従って 年 月 日 まで効力を有するものとする。 The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation I/14(d) of the Convention¹⁾ or 1.8.9 of the 2000 IISC Code,¹⁾ be accepted as valid until _____. 場所 Place: _____ 署名 日 Signed: _____ Date: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI 上記の条約第14規則(e)又は(f)又は2000年のHSCコード第1.8.10項の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期限を延長するための表示 <i>Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation I/14(e) or I/14(f) of the convention or 1.8.10 of the 2000 IISC Code applies</i> この証書は、上記の条約第14規則(e) / (f) 又は2000年のHSCコード第1.8.10項の規定に従って 年 月 日まで効力を有するものとする。 The certificate shall, in accordance with regulation I/14(e) / I/14(f) ¹⁾ of the Convention or 1.8.10 of the 2000 IISC Code, ¹⁾ be accepted as valid until _____. 場所 Place: _____ 署名 日 Signed: _____ Date: _____ 上記の条約第14規則(h)又は2000年のHSCコード第1.8.12項の規定を適用する場合における周年基準日を繰り上げるための表示 <i>Endorsement for advancement of anniversary date where regulation I/14(h) of the convention or 1.8.12 of the 2000 IISC Code applies</i> 上記の条約第14規則(h)又は2000年のHSCコード第1.8.12項の規定に従い、新たな検査基準日は、 年 月 日とする。 In accordance with regulation I/14(h) of the Convention¹⁾ or 1.8.12 of the 2000 IISC Code,¹⁾ the new anniversary date is _____. 場所 Place: _____ 署名 日 Signed: _____ Date: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI 上記の条約第14規則(h)又は2000年のHSCコード第1.8.12項の規定に従い、新たな検査基準日は、 年 月 日とする。 In accordance with regulation I/14(h) of the Convention¹⁾ or 1.8.12 of the 2000 IISC Code,¹⁾ the new anniversary date is _____. 場所 Place: _____ 署名 日 Signed: _____ Date: _____ Surveyor to NIPPON KAIJI KYOKAI 1) 該当しないものを括弧でなくす。 Delete as appropriate. IP (JPN) (24.07)		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考																											
機式 1-12 Page 1 of 3 産業人員安全証書のための設備の記録 (様式 IP) RECORD OF EQUIPMENT FOR THE INDUSTRIAL PERSONNEL SAFETY CERTIFICATE (FORM IP) この設備の記録を、常に産業人員安全証書に添付しなければならない。 This Record should be permanently attached to the Industrial Personnel Safety Certificate 産業人員運送の安全に関する国際コードに係る設備の記録 RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH THE INTERNATIONAL CODE OF SAFETY FOR SHIPS CARRYING INDUSTRIAL PERSONNEL 1. 船舶の表口 Particulars of ship 船名 Name of ship 船番号又は番号付字 Distinctive number or letters 認められた産業人員運送のための船舶考数 Total number of persons on board for which certified 2. 救命設備の詳細 Details of life-saving appliances <table><thead><tr><th rowspan="2">1 提供している救命設備 Total number of persons for which life-saving appliances are provided</th><th colspan="2">総計 入分</th></tr><tr><th>左舷 Port side</th><th>右舷 Starboard side</th></tr></thead><tbody><tr><td>2 救命艇の総数 Total number of lifeboats</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.1 救命艇に収容される人数の総計 Total number of persons accommodated by them</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.2 部分閉鎖型の救命艇 (該当する SOLAS 条約第 III 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード第 8.10 項及び LSA コード 4.5 型) の数 Number of partially enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and LSA Code, section 4.5)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.3 自力復元部分閉鎖型の救命艇 (該当する SOLAS 条約第 III 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード第 8.10 項及び LSA コード 4.5 型) の数 Number of self-righting partially enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and LSA Code, section 4.5)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.4 全閉鎖型の救命艇 (該当する SOLAS 条約第 III 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード第 8.10 項及び LSA コード 4.6 型) の数 Number of totally enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and LSA Code, section 4.6)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.5 その他の救命艇 Other lifeboats</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.5.1 数 Number</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.5.2 型 Type</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	1 提供している救命設備 Total number of persons for which life-saving appliances are provided	総計 入分		左舷 Port side	右舷 Starboard side	2 救命艇の総数 Total number of lifeboats			2.1 救命艇に収容される人数の総計 Total number of persons accommodated by them			2.2 部分閉鎖型の救命艇 (該当する SOLAS 条約第 III 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード第 8.10 項及び LSA コード 4.5 型) の数 Number of partially enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and LSA Code, section 4.5)			2.3 自力復元部分閉鎖型の救命艇 (該当する SOLAS 条約第 III 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード第 8.10 項及び LSA コード 4.5 型) の数 Number of self-righting partially enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and LSA Code, section 4.5)			2.4 全閉鎖型の救命艇 (該当する SOLAS 条約第 III 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード第 8.10 項及び LSA コード 4.6 型) の数 Number of totally enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and LSA Code, section 4.6)			2.5 その他の救命艇 Other lifeboats			2.5.1 数 Number			2.5.2 型 Type		
1 提供している救命設備 Total number of persons for which life-saving appliances are provided		総計 入分																											
	左舷 Port side	右舷 Starboard side																											
2 救命艇の総数 Total number of lifeboats																													
2.1 救命艇に収容される人数の総計 Total number of persons accommodated by them																													
2.2 部分閉鎖型の救命艇 (該当する SOLAS 条約第 III 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード第 8.10 項及び LSA コード 4.5 型) の数 Number of partially enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and LSA Code, section 4.5)																													
2.3 自力復元部分閉鎖型の救命艇 (該当する SOLAS 条約第 III 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード第 8.10 項及び LSA コード 4.5 型) の数 Number of self-righting partially enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and LSA Code, section 4.5)																													
2.4 全閉鎖型の救命艇 (該当する SOLAS 条約第 III 章第 21 規則又は第 31 規則又は HSC コード第 8.10 項及び LSA コード 4.6 型) の数 Number of totally enclosed lifeboats (SOLAS regulation III/21 or III/31, 8.10 of the HSC Code, as applicable, and LSA Code, section 4.6)																													
2.5 その他の救命艇 Other lifeboats																													
2.5.1 数 Number																													
2.5.2 型 Type																													

IPR (JPN) (24.07)

「IP コード」 新旧対照表

新		旧	備考																																																																																																
様式 1-12 Page 2 of 3 <table><tr><td>3</td><td>電動機付救命艇の数（2 の救命艇の総数に含まれる） Number of motor lifeboats (included in the total lifeboats shown above)</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>3.1</td><td>探照灯を取り付けた救命艇の数 Number of lifeboats fitted with searchlights</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>救助艇の数 Number of rescue boats</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>4.1</td><td>2 の救命艇の総数に含まれる救助艇の数 Number of boats which are included in the total lifeboats shown above</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>救命いかだ Liferafts</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.1</td><td>承認された launch 装置を必要とする救命いかだ Those for which approved launching appliances are required</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.1.1</td><td>救命いかだの数 Number of liferafts</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>5.1.2</td><td>救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>5.2</td><td>承認された launch 装置を必要としない救命いかだ Those for which approved launching appliances are not required</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.2.1</td><td>救命いかだの数 Number of liferafts</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>5.2.2</td><td>救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>陸下式浸出装置の数 Number of Marine Evacuation Systems (MES)</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>6.1</td><td>陸下式浸出装置に収容される人数 Number of persons accommodated by them</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>救命浮器 B buoyant apparatus</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7.1</td><td>浮器の数 Number of apparatus</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7.2</td><td>浮器に支えられる人数 Number of persons capable of being supported</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>救命浮筒の数 Number of lifebuoys</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>救命胴衣の数（総数） Number of lifejackets (total)</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>9.1</td><td>成人用救命胴衣の数 Number of adult lifejackets</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>9.2</td><td>子供用救命胴衣の数 Number of child lifejackets</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>9.3</td><td>幼児用救命胴衣の数 Number of infant lifejackets</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>10</td><td>浸水用保護服 Immersion suits</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10.1</td><td>総数 Total number</td><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td>保温具の数 Number of thermal protective aids</td><td>.....</td><td></td></tr></table>		3	電動機付救命艇の数（2 の救命艇の総数に含まれる） Number of motor lifeboats (included in the total lifeboats shown above)			3.1	探照灯を取り付けた救命艇の数 Number of lifeboats fitted with searchlights			4	救助艇の数 Number of rescue boats			4.1	2 の救命艇の総数に含まれる救助艇の数 Number of boats which are included in the total lifeboats shown above			5	救命いかだ Liferafts			5.1	承認された launch 装置を必要とする救命いかだ Those for which approved launching appliances are required			5.1.1	救命いかだの数 Number of liferafts			5.1.2	救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them			5.2	承認された launch 装置を必要としない救命いかだ Those for which approved launching appliances are not required			5.2.1	救命いかだの数 Number of liferafts			5.2.2	救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them			6	陸下式浸出装置の数 Number of Marine Evacuation Systems (MES)			6.1	陸下式浸出装置に収容される人数 Number of persons accommodated by them			7	救命浮器 B buoyant apparatus			7.1	浮器の数 Number of apparatus			7.2	浮器に支えられる人数 Number of persons capable of being supported			8	救命浮筒の数 Number of lifebuoys			9	救命胴衣の数（総数） Number of lifejackets (total)			9.1	成人用救命胴衣の数 Number of adult lifejackets			9.2	子供用救命胴衣の数 Number of child lifejackets			9.3	幼児用救命胴衣の数 Number of infant lifejackets			10	浸水用保護服 Immersion suits			10.1	総数 Total number			11	保温具の数 Number of thermal protective aids				
3	電動機付救命艇の数（2 の救命艇の総数に含まれる） Number of motor lifeboats (included in the total lifeboats shown above)																																																																																																		
3.1	探照灯を取り付けた救命艇の数 Number of lifeboats fitted with searchlights																																																																																																		
4	救助艇の数 Number of rescue boats																																																																																																		
4.1	2 の救命艇の総数に含まれる救助艇の数 Number of boats which are included in the total lifeboats shown above																																																																																																		
5	救命いかだ Liferafts																																																																																																		
5.1	承認された launch 装置を必要とする救命いかだ Those for which approved launching appliances are required																																																																																																		
5.1.1	救命いかだの数 Number of liferafts																																																																																																		
5.1.2	救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them																																																																																																		
5.2	承認された launch 装置を必要としない救命いかだ Those for which approved launching appliances are not required																																																																																																		
5.2.1	救命いかだの数 Number of liferafts																																																																																																		
5.2.2	救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them																																																																																																		
6	陸下式浸出装置の数 Number of Marine Evacuation Systems (MES)																																																																																																		
6.1	陸下式浸出装置に収容される人数 Number of persons accommodated by them																																																																																																		
7	救命浮器 B buoyant apparatus																																																																																																		
7.1	浮器の数 Number of apparatus																																																																																																		
7.2	浮器に支えられる人数 Number of persons capable of being supported																																																																																																		
8	救命浮筒の数 Number of lifebuoys																																																																																																		
9	救命胴衣の数（総数） Number of lifejackets (total)																																																																																																		
9.1	成人用救命胴衣の数 Number of adult lifejackets																																																																																																		
9.2	子供用救命胴衣の数 Number of child lifejackets																																																																																																		
9.3	幼児用救命胴衣の数 Number of infant lifejackets																																																																																																		
10	浸水用保護服 Immersion suits																																																																																																		
10.1	総数 Total number																																																																																																		
11	保温具の数 Number of thermal protective aids																																																																																																		
IPR (JPN) (24.07)																																																																																																			

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
機式 1-12 Page 3 of 3 この記録が全ての点において正しいことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects. において発給した。 Issued at 発給日 Date of issue 日本海軍協会 NIPPON KAISEI KYOKAI IPR (JPN) (24.07)		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この規則は、2024 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%^{*1}のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶であって、主管庁により決議 MSC.418(97)に基づく運用権限が与えられた船舶については、この規則の規定にかかわらず、施行日以降の最初の間中検査又は定期検査^{*2}のいずれか早い方の時期の前までは、なお従前の例によることができる。 ^{*1} 高速船については、1%を 3%に読み替える。 ^{*2} 高速船については、最初の間中検査又は定期検査を第 3 回目の年次検査又は最初の定期検査に読み替える。		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 O 編 作業船 1 章 通則 1.1 適用及び同等効力 1.1.1 適用* <u>-5. 旅客船以外であって、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の、少なくとも 1 人の洋上施設上で作業を行う人員 (IP) が乗船する最大搭載人員の多い船舶 (ただし、非自航船を除く) にあつては、本章の規定に加え、附属書 1.1.1-5. 「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」にもよらなければならない。</u> <u>-6. 旅客船以外であって、少なくとも 1 人の IP が乗船する最大搭載人員の多い船舶であっても、国際航海に従事しない船舶又は総トン数が 500 トン未満の船舶は、附属書 1.1.1-5. 「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」によらなくとも差し支えない。ただし、当該船舶は本章の規定に加え、特別な考慮を払わなければならない。</u> 1.2 一般 1.2.4 船級符号への付記* <u>-3. 附属書 1.1.1-5. 「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」に適合した船舶は、船級符号に”Industrial Personnel” (略号 : IP) を付記する。</u>	鋼船規則 O 編 作業船 1 章 通則 1.1 適用及び同等効力 1.1.1 適用* (新規) (新規) 1.2 一般 1.2.4 船級符号への付記* (新規)	特別な考慮は、O 編検査要領 O1.1.1 に規定。

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
1.3 定義 1.3.6 作業者 <u>洋上風力発電設備等での作業に関連する、洋上施設上で作業を行う人員（IP）又は特殊乗船者（SP）をいう。</u> 1.3.8 最大搭載人員の多い船舶 <u>乗船する作業者及び旅客の合計人数が 12 人を超える船舶をいう。</u> 1.3.9 洋上施設上で作業を行う人員（IP） <u>洋上施設上で作業を行う人員（IP）とは、他の船舶又は洋上施設上で行われる海洋産業活動を目的として、船上で移送される又は宿泊するすべての人員をいう。IP は旅客として扱わない。</u> 1.3.10 特殊乗船者（SP） <u>特殊乗船者（SP）とは、旅客、乗組員及び1歳未満の乳児以外の者であって、船舶の特殊な目的又は船舶で実施される特殊な作業に関連して当該船舶で運送されるすべての者をいう。SP は旅客として扱わない。</u>	1.3 定義 1.3.6 作業者 <u>専ら洋上風力発電設備等に関連した作業に従事する乗船者をいう。</u> 1.3.8 最大搭載人員の多い船舶 <u>作業者が 12 人を超える船舶をいう。</u> (新規) (新規)	最大搭載人員の多い船舶 IP+SP+旅客 > 12 MSC.527(106) IP コード Part I 2.4 MSC.266(78)SPS コード Part I 1.3.11

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
11 章 洋上風力発電設備設置船 11.1 一般 11.1.1 適用 -1. 洋上風力発電設備設置船（以下、本章において船舶という。）にあつては、他編の関連規定によるほか、本章の規定を適用しなければならない。 11.7 機関 11.7.1 一般* (削除) 11.8 電気設備 11.8.1 一般 (削除) 11.9 防火構造及び脱出設備 11.9.1 一般 (削除)	11 章 洋上風力発電設備設置船 11.1 一般 11.1.1 適用 -1. 洋上風力発電設備設置船（以下、本章において船舶という。）にあつては、他編の関連規定によるほか、本章の規定を適用しなければならない。<u>ここで、本章に規定される「最大搭載人員の多い船舶」とは、旅客船以外であつて船員を除く乗船者が 12 人を超える船舶をいう。</u> 11.7 機関 11.7.1 一般* <u>-2. 最大搭載人員の多い船舶のデッドシップ状態からの復帰については、前-1.に加え、特別な考慮を払わなければならない。</u> 11.8 電気設備 11.8.1 一般* -3. <u>最大搭載人員の多い船舶の主電源設備及び非常電気設備については、前-1.及び-2.に加え、特別な考慮を払わなければならない。</u> 11.9 防火構造及び脱出設備 11.9.1 一般* -2. <u>最大搭載人員の多い船舶にあつては、前-1.に加え、特</u>	最大搭載人員の多い船舶に関する規定を 1 章に移設したため、11 章における最大搭載人員の多い船舶についての規定を削除する。

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
11.10 消火設備 11.10.1 一般* (削除)	<u>別な考慮を払わなければならない。</u> 11.10 消火設備 11.10.1 一般* <u>-3. 最大搭載人員の多い船舶にあつては、前-1.及び-2.に加え、特別な考慮を払わなければならない。</u>	
12 章 洋上風力発電設備支援船 12.1 一般 12.1.1 適用 (削除)	12 章 洋上風力発電設備支援船 12.1 一般 12.1.1 適用* <u>-4. 本章の規定にかかわらず、最大搭載人員の多い船舶にあつては、特別な配慮を払わなければならない。</u>	最大搭載人員の多い船舶に関する規定を 1 章に移設したため、12 章における最大搭載人員の多い船舶についての規定を削除する。

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>附属書 1.1.1-5. 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を 運送する船舶</u> <u>1 章 通則</u> <u>An1.1 一般</u> <u>An1.1.1 適用</u> <u>-1. 本附属書の規定は、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船であって、少なくとも 1 人の洋上施設上で 作業を行う人員 (IP) が乗船する最大搭載人員の多い船舶 (た だし、非自航船を除く) に適用する。</u> <u>-2. MSC.418(97) “INTERIM RECOMMENDATIONS ON THE SAFE CARRIAGE OF MORE THAN 12 INDUSTRIAL PERSONNEL ON BOARD VESSELS ENGAGED ON INTERNATIONAL VOYAGES”に基づいて 12 人を超える IP を 運送することを主管庁が認めた船舶 (高速船を除く) につい ては、本附属書の An3.1, An3.2 (An3.2.1-1.(7)を除く), An4.7 及び An4.8 を満たさなければならない。</u> <u>-3. MSC.418(97)に基づいて 12 人を超える IP を運送する ことを主管庁が認めた高速船については、本附属書の An3.1, An3.2 (An3.2.1-1.(7)を除く), An5.7 及び An5.8 を満たさな なければならない。</u> <u>-4. MSC.418(97)に基づいて 12 人を超える IP を運送する ことを主管庁が認めていない船舶については、12 人を超える IP を運送する前までに本附属書の規定を満たさなければなら ない。</u> <u>-5. -2.から-4.の IP の人数は、旅客、IP 及び SP の合計数 とする。</u>	(新規)	MSC.521(106) SOLAS15 章 Rugulation 3 Application

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
An1.2 定義 An1.2.1 用語の定義 本附属書における用語の定義は、次の(1)から(6)による。 (1) 「運送」とは、移送、宿泊又はその両方をいう。 (2) 「HSC コード」とは、IMO 海上安全委員会が決議 MSC.97(73)で採択した”the International Code of Safety for High-Speed Craft, 2000”（その後の改正を含む）をいう。 (3) 「海洋産業活動」とは、再生可能エネルギー又は炭化水素エネルギーによる資源の探査及び開発、水産養殖、海洋掘削又は類似の活動に関連するが、これに限定されない洋上施設の建設、保守、廃止、運用又はサービスのことをいう。 (4) 「IP エリア」とは、通常運航中に IP が滞在又はアクセスすることが認められているすべてのエリアをさす。 (5) 「人員移動」とは、本附属書の規定が適用される船舶との間、及び他の船舶又は洋上施設との間で、洋上で人員及び装備を移送する作業の全過程をいう。		MSC.527(106) IP コード Part I 2 Definaitons

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>2 章 目的と機能要件</u> <u>An2.1 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) (IP コード 2.1)</u> <u>An2.1.1 目的</u> <u>本節は、次の(1)及び(2)を提供することを目的とする。</u> <u>(1) IP が安全に運送されること。</u> <u>(2) IP が健康であり、人員移動業務に関連するリスクを含めて、業務に関連する危険について熟知していること。</u> <u>An2.1.2 機能要件</u> <u>前 An2.1.1 を達成するために、IP は、次に示す(1)から(5)を満足しなければならない。</u> <u>(1) 健康であること。</u> <u>(2) 乗船者とコミュニケーションをとることができること。</u> <u>(3) 適切な安全教育を受けていること。</u> <u>(4) 船内における船舶特有の安全に関する講習を受けていること。</u> <u>(5) 本船の人員移動設備について船上での講習を受けていること。</u> <u>An2.2 人員の安全な移動 (IP コード 2.2)</u> <u>An2.2.1 目的</u> <u>本節は、安全で適切な移動手段や、人員移動に関連する業務を安全に行うことができる能力など、人員移動に関わる全ての人員の安全を確保することを目的とする。</u>		MSC.527(106) IP コード Part II GOALS AND FUNCTIONAL REQUIREMENTS

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>An2.2.2 機能要件</u> <u>前 An2.2.1 を達成するために、次の(1)から(4)を満足しなければならない。</u> (1) <u>人員移動の際の負傷を回避するための手段を設けること。</u> (2) <u>人員移動設備は、次の(a)から(c)に適合すること。</u> <u>(a) 人員移動設備が受けうる負荷に耐えるように設計、建造、維持されること。</u> <u>(b) 関連する機能が喪失又は低下した場合に、安全な状態になるように設計されること。</u> <u>(c) 電源喪失後、移動中の人員を安全な場所に戻すことができること。</u> (3) <u>人員の移動中の事故を防止し、かつ、他の船舶又は海洋施設との間の相互の影響及び運航形態に適した方法で、位置保持を行なうこと。</u> (4) <u>船内の IP の数及びその身元に関する情報が常に更新され、船内の人数を常に把握することができるための手段を設けること。</u> <u>An2.3 区画と復原性 (IP コード 2.3)</u> <u>An2.3.1 目的</u> <u>本節は、非損傷時及び損傷時の両方の状態で、乗船者の総数を考慮して、船舶の適切な復原性を確保することを目的とする。</u> <u>An2.3.2 機能要件</u> <u>前 An2.3.1 に規定された目標を達成するために、乗船者の</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>総数を考慮し、非損傷時及び損傷時の両方の状態で、適切な復原性基準を与える風雨密及び水密境界を有するように設計されなければならない。</u> <u>An2.4 機関 (IP コード 2.4)</u> <u>An2.4.1 目的</u> <u>本節は乗船者の総数を考慮し、通常運転時及び緊急時の両方において、安全な航行及び乗船者の安全な運送を確保するために必要となる機能を提供することができる機関設備を備えることを目的とする。</u> <u>An2.4.2 機能要件</u> <u>前 An2.4.1 に規定された目標を達成するために、次の(1)から(3)を満足しなければならない。</u> (1) <u>機関設備の必要な機能を確保するために必要な能力が乗船者の数に依存する場合 (例えばビルジ排水設備など) , 必要な追加能力を提供すること。</u> (2) <u>操舵装置は、機関設備に影響を及ぼすいかなる事故の後でも、操舵を維持することができるものであること。</u> (3) <u>機関設備に影響を及ぼす事故が発生した場合、乗船者の数を考慮し、乗船者を安全に収容する能力を確保するために必要な冗長性、分離又はそれらの組み合わせを有すること。</u> <u>An2.5 電気設備 (IP コード 2.5)</u> <u>An2.5.1 目的</u> <u>本節は、次の(1)及び(2)を提供することを目的とする。</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
(1) 乗船者の総数を考慮し、緊急時に必要とされる SOLAS 条約 II-2 章第 21 規則 4 で言及される安全な帰港に必要なシステムの機能を提供することができる非常電源 (2) 電氣的危険からのすべての乗船者の保護 <u>An2.5.2 機能要件</u> <u>前 An2.5.1 に規定された目標を達成するために、次の(1)及び(2)を満足しなければならない。</u> (1) 乗船者数や円滑な避難に必要な時間を考慮して、<u>An2.5.1(1)で言及される安全な帰港に必要なシステムへの非常電源は、損傷後に乗船者を安全に収容する能力を確保するために必要な電気設備の冗長性、電線同士の十分な離隔、又はこれら両方を有すること。</u> (2) 感電、火災及びその他の電氣的要因による危険に対する予防措置を提供すること。 <u>An2.6 定期的に無人となる機関区域 (IP コード 2.6)</u> <u>An2.6.1 目的</u> <u>本節は機関室の無人化設備を有する場合に当該設備が船舶又は乗船者の安全を損なわないことを保証することを目的とする。</u> <u>An2.6.2 機能要件</u> <u>前 An2.6.1 に規定された目標を達成するために、次の(1)及び(2)を満足しなければならない。</u> (1) 機関室は、乗船者を考慮したうえで、安全な運航を提供すること。 (2) 機関室は、機関室の無人化設備を有さない場合と同等		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>の安全性を確保するために、乗船者の数を考慮した安全な運航を提供するための追加の制御システム、警報システム及び安全システムを備えること。</u> <u>An2.7 防火、火災探知及び消火 (IP コード 2.7)</u> <u>An2.7.1 目的</u> <u>本節は、乗船者の総数を考慮した上で、SOLAS 条約の火災安全の目的又は HSC コードの火災安全基本原則を満たすことを目的とする。</u> <u>An2.7.2 機能要件</u> <u>前 An2.7.1 を達成するために、乗船者の総数を考慮し、SOLAS 条約の火災安全の機能要件又は HSC コードの火災安全基本原則を満たす手段が提供されなければならない。</u> <u>An2.8 救命設備 (IP コード 2.8)</u> <u>An2.8.1 目的</u> <u>本節は、安全な船体放棄と人の揚収を確保するための適切かつ十分な手段を規定することを目的とする。</u> <u>An2.8.2 機能要件</u> <u>前 An2.8.1 を達成するために、次の(1)から(5)を満足しなければならない。</u> (1) <u>救命艇の定員は、乗船者全員を収容するのに十分であること。</u> (2) <u>適切かつ十分な個人用救命設備を、船内のすべての人員が利用できること。</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
(3) <u>集合及び避難するための十分なスペースを確保できること。</u> (4) <u>すべての乗船者に緊急連絡を確実に行うために、船内通信および警報システムを設けること。</u> (5) <u>生存者を安全に揚収するための手段を設けること。</u> <u>An2.9 危険物の運送 (IP コード 2.9)</u> <u>An2.9.1 目的</u> <u>本節は、本附属書に従って承認された船舶で危険物を運送し、取り扱う際に、乗船数の総数を考慮し、IP の安全な運送について規定することを目的とする。</u> <u>An2.9.2 機能要件</u> <u>前 An2.9.1 を達成するために、危険物の運送及び取扱いに起因するあらゆる危険性を考慮し、危険物の性質を考慮して、乗船者全員に対する危険性を最小化しなければならない。</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
3章 要件 <u>An3.1 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) (IP コード 3.1)</u> <u>An3.1.1 規則</u> <u>-1. An2.1.2(1)の要件に適合するため、すべての IP は 16 歳以上でなければならない、主管庁が適当と認める基準に基づき、本 An3.1 のすべての要件を満たすために医学的に適していることを示す書類を、船長に提出しなければならない。</u> <u>-2. An2.1.2(2)の要件に適合するため、すべての IP は効果的にコミュニケーションをとり、船員から与えられるあらゆる指示を理解することができるように、本船上の使用言語の適切な知識を持たなければならない。</u> <u>-3. An2.1.2(3)の要件に適合するため、すべての IP は乗船前に次の(1)から(3)に関する訓練又は指導を受けなければならない。</u> <u>(1) 次の(a)から(d)に掲げる個々の生存技術</u> <u>(a) 船上で起こりうる緊急事態の知識</u> <u>(b) 個人用救命設備の使い方</u> <u>(c) 高所からの安全な入水、及び水中での生存</u> <u>(d) 救命胴衣を着用した状態で、船や水上からの生存艇への乗り込み</u> <u>(2) 船舶における火災の危険性の種類と火災を防止するための措置に関する知識を含む火災安全対策</u> <u>(3) 次の(a)から(c)に掲げる個人の安全及び社会的責任</u> <u>(a) 船長又はその代理人が船上で権限を持つことの理解</u> <u>(b) 船員から与えられた指示の遵守</u> <u>(c) 船内で見かける安全情報の記号、標識及び警報信</u>		MSC.527(106) IP コード Part III REGULATIONS

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>号の理解</u> <u>-4. 前-3.の要件に関わらず、主管庁が適当と認める基準に基づく適切な資格を有する IP は、An2.1.2(3)の要件を満足するとみなすことができる。</u> <u>-5. IP が前-3.で要求される訓練又は指導を受けたことを確認する文書が船長に提供されない限り、当該 IP を本船に乗せてはならない。</u> <u>-6. An2.1.2(4)の要件に適合するために、すべての IP は、出航前又は乗船後直ちに、次の(1)から(4)を含む船内における船舶特有の安全講習を受けなければならない。</u> (1) 船内のレイアウト (2) 個人用救命設備、招集場所、乗艇場所、脱出経路及び救護場所 (3) 船内の安全情報、記号、標識及び警報 (4) 警報装置が作動したとき、又は緊急事態が宣言されたときにとるべき行動 <u>-7. An2.1.2(5)の要件に適合するために、すべての IP は、移送される前に、人員移動のための手順、追加の安全対策又は人員移動設備について熟知していなければならない。</u> <u>An3.2 人員の安全な移動 (IP コード 3.2)</u> <u>An3.2.1 規則</u> <u>-1. An2.2.2(1)の要件に適合するため、人員移動設備は次の(1)から(10)を満たさなければならない。</u> (1) 人員移動設備は、清潔に保ち、適切に維持し、定期的に点検を行い、安全に使用できること。 (2) 人員移動設備の使用は、責任者によって監督され、適切に訓練された人員が操作すること。人員移動設備の		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>安全な操作手順を確立し、操作に従事する人員はそれに従うこと。</u> (3) <u>監督者と船橋間の通信手段を設けること。</u> (4) <u>すべての人員移動設備は、検査及び記録保持の目的で各機器を識別できるように恒久的な標示を設けること。使用及び保守の記録は、船上で保管されること</u> (5) <u>人員移動を開始する前に、人員移動設備が正しく機能していることを確認すること。</u> (6) <u>人員移動設備と移送又は乗船場所との間には、安全かつ障害物のない通路を確保する手段を講じること。</u> (7) <u>人員移動設備及びその下方の海面、ならびに前(6)に規定された通路を照らすために、非常用電源から供給可能な照明を設けること。</u> (8) <u>人員移動に使用される甲板上の範囲は、指定され、障害物がないこと。</u> (9) <u>人員移動の計画時及び実行前に、安全作業に関するリスク分析を行なうこと。この分析では、環境条件、オペレーション及び装置の制限を考慮すること。</u> (10) <u>人員移動を計画する際には、海上における人員移動の際の安全に関する指針 MSC-MEPC.7/Circ.10、又は主管庁が適当と認める指針を考慮すること。</u> <u>-2. An2.2.2(2)の要件に適合するため、人員移動設備は本会が適当と認める規格又は要件に従って、設計、製造、試験及び設置されなければならない。</u> <u>-3. An2.2.2(2)の要件に適合するため、次の(1)から(3)の要件を満たさなければならない。</u> (1) <u>人員移動設備の設計は、船上の配置に適したものでなければならない。</u> (2) <u>人員移動設備の可用性を損ない、及び又は関係者の安全を危険にさらす可能性のある人員移動設備の配</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>置及び関連するすべてのシステムの不具合を評価するために、リスクの分析を行わなければならない。なお、当該分析は、次の(a)及び(b)を満足すること。</u> <u>(a) 人員移動設備の可用性に影響を及ぼし得る、単一の故障、あらゆる区画における火災、又は水密区画の浸水によるすべての設備及びシステムの不具合の影響を考慮すること。</u> <u>(b) 前(a)で特定した故障が発生した場合に、人員移動設備に関連する全ての人員の安全及び人員移動設備の可用性を確保するための解決策を提供すること。</u> <u>(3) 単一の故障がシステム内の複数の構成要素の故障につながる場合（共通要因故障）、その結果生じる故障はすべて同時に考慮されるものとする。ある故障の発生が直接さらなる故障につながる場合、それらの故障はすべて同時に考慮されるものとする。</u> <u>-4. An2.2.2(3)の要件に適合するため、位置保持設備を正しく使用するために、船舶の操縦性と予想される長期間の位置保持の必要性を合わせて評価しなければならない</u> <u>-5. An2.2.2(4)の要件に適合するため、船内の乗船者の数及び身元に関する正しい情報を常に確保するための手順を確立しなければならない。</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
4章 SOLAS条約I章に基づき承認された船舶のための追加規定 <u>An4.1 一般 (IP コード 4.1)</u> <u>An4.1.1 規則</u> <u>-1. 本附属書に特に規定されない限り、IP を乗せた船舶は、貨物船に関する SOLAS 条約及び本附属書の規定を満足しなければならない。</u> <u>-2. 本章の規定に加え、An4.1.1-1.を満たす船舶は、An2.3 から An2.9 に示す目的と機能要件を満たさなければならない。</u> <u>An4.2 区画と復原性 (IP コード 4.2)</u> <u>An4.2.1 規則</u> <u>-1. 240 人を超える乗船が認められている場合、船舶及び IP をそれぞれ旅客船及び旅客として考慮し SOLAS 条約 II-1 章第 5 規則の要件を満足しなければならない。ただし、SOLAS 条約 II-1 章第 5 規則 5 は適用されない。</u> <u>-2. 区画と損傷時復原性に関する要件は、SOLAS 条約 II-1 章に従うものとし、要求区画指数 (R) は、次による値とする。ただし、船舶及び IP をそれぞれ旅客船及び旅客として考慮する。</u> <u>(1) 240 人を超える乗船が認められている船舶の場合は、R とする。</u> <u>(2) 60 人以下の乗船が認められている船舶の場合、0.8R とする。</u> <u>(3) 60 人を超え 240 人以下の場合は、前(1)及び(2)の値を</u>		MSC.527(106) IP コード Part IV ADDITIONAL REGULATIONS FOR SHIPS CERTIFIED IN ACCORDANCE WITH SOLAS CHAPTER I

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>線形補間して R を決定する。</u> <u>R: 次の算式による値</u> $1 - \frac{5000}{L_s + 2.5N + 15225}$ <u>L_s: 船の区画用長さ。最高区画喫水において浸水範囲を制限する甲板以下の船体の最大投影型長さをいい、その単位は、メートル (m) とする。</u> <u>N: 次の算式による値</u> $N_1 + 2N_2$ <u>N_1: 搭載される救命艇の定員数</u> <u>N_2: N_1 を超えて船舶への乗船を許可されている人数 (船長及び船員を含む)</u> <u>-3. 前-2.にかかわらず、N を N_1+2N_2 とすることが非現実的な航海状態の船舶については、主管庁が適当と認める場合、N を減じることを認めることがある。ただし、いかなる場合も N を N_1+N_2 未満としてはならない。</u> <u>-4. 前-2.(1)を適用する船舶の場合、船舶及び IP をそれぞれ旅客船及び旅客として考慮し、$SOLAS$ 条約 II-1 章第 8 規則及び第 8-1 規則並びに $SOLAS$ 条約 II-1 章 B-2 部、B-3 部及び B-4 部の要件を適用する。ただし、$SOLAS$ 条約 II-1 章第 14 規則及び第 18 規則は除く。</u> <u>-5. 前-2.(2)及び(3)を適用する船舶の場合、-6.の規定を除き、船舶及び IP をそれぞれ貨物船及び船員として考慮し、$SOLAS$ 条約 II-1 章第 B-2 部、第 B-3 部及び第 B-4 部の要件を適用する。ただし、$SOLAS$ 条約 II-1 章第 14 規則及び第 18 規則は適用されない。なお、$SOLAS$ 条約 II-1 章第 8 規則及び第 8-1 規則の規定については、適用しなくても差し支えない。</u> <u>-6. 全ての船舶は、旅客船として考慮し、$SOLAS$ 条約 II-1 章第 9 規則、第 13 規則、第 19 規則、第 20 規則及び第 21 規</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>則の規定に従わなければならない。</u> <u>An4.3 機関 (IP コード 4.3)</u> <u>An4.3.1 規則</u> <u>-1. An2.4.2(1)の機能要件に適合するために、旅客船に関する SOLAS 条約 II-1 章第 35-1 規則の要件を適用しなければならない。</u> <u>-2. An2.4.2(2)の機能要件に適合するために、乗船者が 240 人を超える船舶の場合は、旅客船に関する SOLAS 条約 II-1 章第 29 規則の要件を適用しなければならない。</u> <u>An4.4 電気設備 (IP コード 4.4)</u> <u>An4.4.1 規則</u> <u>-1. An2.5.2(1)の機能要件に適合するために、次の(1)及び(2)によらなければならない。</u> <u>(1) 船の長さが 50m を超え、乗船者が 60 人以下の船舶の設備の場合、SOLAS 条約 II-1 章第 43 規則に加えて SOLAS 条約 II-1 章第 42 規則 2.6.1 を適用すること。</u> <u>(2) 乗船者が 60 人を超える船舶の設備において、SOLAS 条約 II-1 章第 42 規則を適用すること。</u> <u>-2. An2.5.2(2)の機能要件に適合するために、乗船者が 60 人を超える船舶の設備の場合、SOLAS 条約 II-1 章第 45 規則 12 を適用しなければならない。</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>An4.5 定期的に無人となる機関区域 (IP コード 4.5)</u> <u>An4.5.1 規則</u> <u>An2.6.2 の機能要件に適合するために, 乗船者が 240 人を超える船舶の場合は, 旅客船に関する SOLAS 条約 II-1 章 E 部との関係で旅客船とみなす。</u> <u>An4.6 防火, 火災探知及び消火 (IP コード 4.6)</u> <u>An4.6.1 規則</u> <u>An2.4.2(3)及び An2.7.2 の要件に適合するため, 次の(1)及び(2)によらなければならない。</u> (1) 乗船者が 240 人を超える船舶の場合は, 36 人以上の旅客を乗せる旅客船に関する SOLAS 条約 II-2 章の要件を適用すること。 (2) 乗船者が 60 人を超え 240 人以下の船舶の場合は, 36 人以下の旅客を乗せる旅客船に関する SOLAS 条約 II-2 章の要件を適用すること。なお, SOLAS 条約 II-2 章第 21 規則及び第 22 規則は適用する必要はない。 <u>An4.7 救命設備 (IP コード 4.7)</u> <u>An4.7.1 規則</u> <u>An2.8.2 の要件に適合するため, 次の(1)から(4)によらなければならない。</u> (1) 乗船者が 60 人を超える船舶の場合は, 短期国際航海ではない国際航海に従事する旅客船に関する SOLAS 条約 III 章の要件を適用すること。 (2) 乗船者数にかかわらず, SOLAS 条約 III 章第 2 規則及		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>び第 19 規則 2.3 は適用する必要はない。</u> (3) <u>SOLAS 条約 III 章において「旅客」という用語が使用されている場合、本附属書で定義する IP を意味するものとする。</u> (4) <u>前(3)にかかわらず、幼児用又は子ども用の救命胴衣の数は、旅客数にのみ基づいて計算されるものとする。</u> <u>An4.8 危険物 (IP コード 4.8)</u> <u>An4.8.1 一般要件</u> <u>IP は、船外での役割のために、船長の事前の同意を得た場合に限り、危険物を船内に持ち込むことができる。これらの危険物は、貨物とみなされ SOLAS 条約 VII 章 Part A に従って運送されなければならない。</u> <u>An4.8.2 容器に収納した危険物の運送</u> <u>An2.9.2 の要件に適合するため、次の(1)及び(2)によらなければならない。</u> (1) <u>乗船者が 240 人を超える船舶の場合は、36 人以上の旅客を乗せる旅客船に関する SOLAS 条約 II-2 章第 19 規則 3.6.2 を満足すること。</u> (2) <u>IMDG コードの要求事項の目的上、乗船者が 240 人を超える船舶は旅客船とみなされ、乗船者が 240 人以下の船舶は、貨物船とみなされる。</u> <u>An4.8.3 固体ばら積危険物の運送</u> <u>An2.9.2 の要件に適合するため、次の(1)及び(2)によらなければならない。</u> (1) <u>乗船者が 240 人を超える船舶の場合は、36 人以上の</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>旅客を乗せる旅客船に関する SOLAS 条約 II-2 章第 19 規則 3.6.2 を満足すること。</u> (2) <u>IMSBC コードの要求事項の目的上、IP は人員保護の対象としなければならない。</u> An4.8.4 危険化学品、液化ガス及び油の運送 -1. <u>An2.9.2 の要件に適合するため、危険化学品及び液化ガスをばら積の貨物として運送し、IP も同時に運送する場合、SOLAS 条約 VII 章 Part B 又は Part C の要件を満たすか、又は主管庁が適当と認める基準を満たさなければならない。また、次に掲げる(1)から(5)の要件も満足しなければならない。</u> (1) <u>乗船者が 60 人を超える場合は、有害物質、低引火点製品又は酸の運送は認められない。</u> (2) <u>IP が立ち入ることを禁止される船舶の区域及び空間を明確に表示すること。</u> (3) <u>人員移動設備は、貨物エリアの外に配置すること。</u> (4) <u>人員移動設備へのアクセスは、可能な限り、貨物エリアの外に設置すること。</u> (5) <u>乗船又は人員の移動と貨物の積み込み又は荷下ろしを同時に行わないこと。</u> -2. <u>An2.9.2 の要件に適合するため、MARPOL 条約附属書 I に定義される貨物としての油及びIP を同時に運送する場合、前-1.の要件を満たさなければならない。</u> -3. <u>低引火点製品とは、次の(1)から(3)に示す物質のことをいう。</u> (1) <u>引火点が 60℃を超えない有害な液体物質</u> (2) <u>引火点が 60℃を超えない油</u> (3) <u>IGC コード第 19 章に準拠した引火性ガスの検出が必要な液化ガス</u> -4. <u>有毒物質とは、次の(1)及び(2)に示す物質をいう。</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>(1) IBC コード 15.12 が適用される危険化学品</u> <u>(2) IGC コード第 19 章に準拠した毒性ガス検知を必要とする液化ガス</u> <u>-5. 酸とは、IBC コード 15.11 が適用される危険化学品をいう。</u> <u>-6. An2.9.2 の要件に適合するために、液化ガスをばら積の貨物として運送する場合、IGC コードの要求事項の目的上、IP は訓練及び人員保護の対象としなければならない。</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>5 章 SOLAS 条約 X 章に基づき承認された船舶のための追加規定</u> <u>An5.1 一般 (IP コード 5.1)</u> <u>An5.1.1 規則</u> <u>-1. SOLAS 条約 X 章に基づき承認された高速貨物船は、乗船者が 60 人を超えてはならない。</u> <u>-2. 本章に特に規定されない限り、乗船者が 60 人以下の高速船は、HSC コードにおける貨物船の要件及び本章の要件を満たさなければならない。</u> <u>-3. An5.1.1-2.に適合する高速船は、An2.3 から An2.9 の目的及び機能要件を満たさなければならない。</u> <u>-4. 高速船による IP の運送は、HSC コード 1.9.1.1 に規定されるよう、通過航海とはみなされずに、運航許可証を所持しなければならない。</u> <u>-5. HSC コードの要件において、「旅客」という表現は「船員以外の乗船者」と読み替えること。</u> <u>An5.2 区画と復原性 (IP コード 5.2)</u> <u>An5.2.1 規則</u> <u>An2.3.2 の機能要件に適合するために、次の(1)及び(2)の要件を適用しなければならない。</u> (1) <u>HSC コード 2 章 B 部 (2.13.2 及び 2.14 は除く) を HSC コード 2 章 C 部の代わりに適用すること。</u> (2) <u>HSC コード 2 章の規定を適用する場合、「旅客」という表現は「船員以外の乗船者」と読み替えること。また、1 人当たりの質量は、75 kg ではなく 90 kg とす</u>		MSC.527(106) IP コード Part V ADDITIONAL REGULATIONS FOR CRAFT CERTIFIED IN ACCORDANCE WITH SOLAS CHAPTER X

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>る。</u> <u>An5.3 機関 (IP コード 5.3)</u> <u>An5.3.1 規則</u> <u>An2.4.2 の機能要件に適合するために, HSC コード 10 章 C 部の代わりに, 同コード 10 章 B 部の分類 A の旅客船に関する要件を適用しなければならない。</u> <u>An5.4 電気設備 (IP コード 5.4)</u> <u>An5.4.1 規則</u> <u>An2.5.2 に規定された機能要件に適合するために, HSC コード 12.7.10 を適用しなければならない。</u> <u>An5.7 救命設備 (IP コード 5.7)</u> <u>An5.7.1 規則</u> <u>An2.8.2 の要件に適合するため, 次の(1)から(3)の要件を適用しなければならない。</u> (1) <u>HSC コード 4.2.3 の要件を満たすこと。</u> (2) <u>HSC コード 8.4.3 の要件が適用され, 「旅客スペース」という表現は, 「IP エリア」と読み替えるものとする。</u> (3) <u>幼児用又は子ども用の救命胴衣の数は, 旅客数にのみ基づいて計算されるものとする。</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>An5.8 危険物 (IP コード 5.8)</u> <u>An5.8.1 一般要件</u> <u>IP は、船外での役割のために、船長の事前の同意を得た場合に限り、危険物を船内に持ち込むことができる。これらの危険物は、貨物とみなされ HSC コード第 7 章 D 部に従って運送されなければならない。</u> <u>An5.8.2 一般</u> <u>An2.9.2 の要件に適合するため、次に掲げる(1)から(4)の要件を満たさなければならない。</u> <u>(1) IP が立ち入ることを禁止される船舶の区域及び空間を明確に表示すること。</u> <u>(2) 人員移動設備は、貨物エリアの外に配置すること。</u> <u>(3) 人員移動設備へのアクセスは、可能な限り、貨物エリアの外に設置すること。</u> <u>(4) 乗船又は人員の移動と貨物の積み込み又は荷下ろしを同時に行わないこと。</u>		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この規則は、2024 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%^{*1}のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶であって、主管庁により決議 MSC.418(97)に基づく運用権限が与えられた船舶については、この規則の規定にかかわらず、施行日以降の最初の間中検査又は定期検査^{*2}のいずれか早い方の時期の前までは、なお従前の例による。 ^{*1} 高速船については、1%を 3%に読み替える。 ^{*2} 高速船については、最初の間中検査又は定期検査を第 3 回目の年次検査又は最初の定期検査に読み替える。		

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 O 編 作業船 O1 通則 O1.1 適用及び同等効力 O1.1.1 適用 -1. 航路を制限する条件で登録を受ける船舶の部材寸法の軽減等については、CS1.1.1 による。 -2. <u>規則 O 編 1.1.1-6 にいう「特別な考慮」とは、主管庁が適当と認める対策（例えば、IP コードの準用、SPS コードの準用又は最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応）を講じることをいう。</u> O11 洋上風力発電設備設置船 O11.7 機関 O11.7.1 一般 (削除)	鋼船規則検査要領 O 編 作業船 O1 通則 O1.1 適用及び同等効力 O1.1.1 適用 <u>航路を制限する条件で登録を受ける船舶</u> 航路を制限する条件で登録を受ける船舶の部材寸法の軽減等については、CS1.1.1 による。 O11 洋上風力発電設備設置船 O11.7 機関 O11.7.1 一般 -2. <u>規則 O 編 11.7.1-2.にいう「特別な考慮」とは、本会が適当と認める対策（例えば、最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応、又は SPS コードの準用）を講じることをいう。</u>	MSC.527(106)において、旗国主管庁は、国際航海に従事しない船舶についても、IP コードを適用することが推奨されている。よって、当該船舶、また総トン数が 500 トン未満の船舶に対して、主管庁が適当と認める対策（IP コードの準用、SPS コードの準用又は最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応）を講じることを要求する。 「特別な考慮」の規定を、鋼船規則検査要領 O 編 1 章に移設したため、検査要領 O 編 11 章から削除する。

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>O11.8 電気設備</u> <u>O11.8.1 一般</u> <u>規則 O 編 11.8.1-3.にいう「特別な考慮」とは、本会が適当と認める対策（例えば、最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応、又は SPS コードの準用）を講じることをいう。</u>	
(削除)	<u>O11.9 防火構造及び脱出設備</u> <u>O11.9.1 一般</u> <u>規則 O 編 11.9.1-2.にいう「特別な考慮」とは、本会が適当と認める対策（例えば、船舶安全法に従った、旅客船の防火構造及び脱出設備に適用される要件の準用や、最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応、又は SPS コードの準用）を講じることをいう。</u>	
O11.10 消火設備 O11.10.1 一般 (削除)	O11.10 消火設備 O11.10.1 一般 -2. <u>規則 O 編 11.10.1-3.にいう「特別な考慮」とは、本会の適当と認める対策（例えば、船舶安全法に従った、旅客船の消火設備に適用される要件の準用や、最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応、又は SPS コードの準用）を講じることをいう。</u>	

「IP コード」 新旧対照表

新	旧	備考
O12 洋上風力発電設備支援船 (削除) 附 則 - この達は、2024 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 - 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%^{*1} のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶であって、主管庁により決議 MSC.418(97)に基づく運用権限が与えられた船舶については、この達の規定にかかわらず、施行日以降の最初の間中検査又は定期検査^{*2} のいずれか早い方の時期の前までは、なお従前の例による。 ^{*1} 高速船については、1%を 3%に読み替える。 ^{*2} 高速船については、最初の間中検査又は定期検査を第 3 回目の年次検査又は最初の定期検査に読み替える。	O12 洋上風力発電設備支援船 <u>O12.1 一般</u> <u>O12.1.1 適用</u> <u>規則 O 編 12.1.1.4.にいう「特別な配慮」とは、主管庁が適当と認める対策（例えば、最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応、又は SPS コードの準用）を講じることをいう。</u>	「特別な考慮」の規定を、鋼船規則検査要領 O 編 1 章に移設したため、検査要領 O 編 12 章から削除する。